

## 新型コロナウイルス感染症の発生について（市内23例目）

本日（8月10日）、前橋市内で23例目となる新型コロナウイルス感染症の患者を確認しました。県内230例目です。

本市では、濃厚接触者の把握を含め、積極的疫学調査、健康観察等を実施しているところです。

### ■発生の状況

- 1 概要 8月8日（土）、「帰国者・接触者相談センター」に相談があり、群馬県衛生環境研究所にてPCR検査を実施したところ、8月10日（月）に陽性と判明した。
- 2 患者情報 

（1）年代	10代
（2）性別	女性
（3）居住地	前橋市
（4）職業	専門学校生（東日本製菓技術専門学校）
- 3 症状及び行動・経過
  - ・ 7月25日（日）知人と県外へ出かける。自家用車使用。
  - ・ 8月 2日（日）鼻汁、咽頭痛。
  - ・ 8月 6日（木）咽頭痛継続。嗅覚障害。
  - ・ 8月 8日（土）咽頭痛、嗅覚障害継続。「帰国者・接触相談センター」に相談。
  - ・ 8月 9日（日）市内医療機関を受診、検体採取。
  - ・ 8月10日（月）群馬県衛生環境研究所にてPCR検査を実施し、陽性と判明。  
県内感染症指定医療機関へ入院調整中。

※基礎疾患はなく、嗅覚障害があるが、容態は安定している。
- 4 行動歴
  - ・ 8月7日（金）まで登校。
  - ・ 8月6日（木）まで週3、4回アルバイト。
  - ・ 外出時、学校、アルバイト中はマスクを着用。

## 5 濃厚接触者

- ・同居家族2人（高校生以下はいない）。

※濃厚接触が確認された人には、14日間の健康観察と外出自粛を要請するとともに、PCR検査を実施する予定です。

※その他の濃厚接触者は調査中。

## 6 その他

市内23例目患者は、市内15例目患者の濃厚接触者とはしていませんでしたが、市内15例目患者が教室内で昼食をとっていたことが判明したため、その調査も含め、濃厚接触者の調査を行います。

### 報道関係者の皆様へお願い

※引き続き、調査を行い、必要な情報は、随時発表いたします。

感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のため情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれましては、報道に当り、プライバシーの保護にご配慮ください。

#### 本件に関するお問い合わせ先

保健予防課 感染症対策係

電 話

直通 / 027-220-5779

※夜間・休日は027-224-1111（当直室）で、  
内線84-2216につなぐようお願いください